

控 訴 状

令和8年8月14日

東京高等裁判所 御中

〒210-0802

神奈川県川崎市川崎区大師駅前1-3-11

第2松坂荘101号

(送達場所)

TEL 080-1442-9144

FAX 050-6877-5434

控 訴 人 (1 審 原 告) 宮 部 龍 彦

〒304-8501

茨城県下妻市本城町3丁目13番地

被控訴人 (1 審 被 告) 下 妻 市

同代表者兼処分行政庁 下妻市長 菊池 博

公文書非公開決定処分取消等請求控訴事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 19,500円

上記当事者間の水戸地方裁判所令和8年（行ウ）第5号公文書非公開決定処分取消等請求事件について、同裁判所が令和8年8月7日に言い渡した下記判決は全部不服であるから、控訴を提起する。なお、同判決の正本の送達を受けたのは令和8年8月12日である。

第1 原判決の表示

- 1 本件訴えのうち、文書開示決定の義務付けを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、控訴人に対し、令和6年12月5日付福指令第5号でした公文書非公開決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁は、控訴人に対し、部落解放愛する会茨城県連合会発行の機関紙「荊棘」について、下妻市情報公開条例に基づき、公開決定をせよ。
- 4 訴訟費用は、第1審及び第2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 控訴状副本 | 1通 |
|---|-------|----|